

しいたけ版就業給付金一覧

区分	独立型		親元型		雇用型
	<準備型>	<経営開始型>	<準備型>	<経営開始型>	
対象者	就業前※ 乾しいたけ生産へ 独立就業予定者	就業後 乾しいたけ生産へ 独立就業済(or当年度) (独立準備型就業給付金を受給者)	就業前 乾しいたけ生産へ 親元就業予定者	就業後 乾しいたけ生産へ 親元就業済(or当年度) (親元準備型就業給付金を受給者)	既存生産者 雇用したい
年齢制限	就業予定時に50歳未満 (県外移住者は55歳未満)		就業予定時に50歳未満 (県外移住者は55歳未満)		※被雇用者※ 就業予定時に50歳未満 (県外移住者は55歳未満)
給付内容	最長2年間 50歳未満：75万円/年 50～55歳：50万円/年	最長2年間 50歳未満：45/22.5万円/年 50～55歳：30/15万円/年	最長2年間 50万円/年	最長2年間 1年目30万円/年 2年目15万円/年	最長2年間 50歳未満：60万円/年 50～55歳：40万円/年
要件1 現状	① 過去と現在に以下の給付金を受けていないこと（農業次世代人材投資事業、青年就農給付金、大分県中高年移住就農給付金、大分県親元就農給付金） ② 常勤雇用契約を締結していないこと(10～3月) ③ 生活費の確保を目的とした国の給付等を受けてないこと				
要件2 研修時 受給時	① 研修受講年度に、給付対象者が3万駒以上植菌し所有すること	① 給付年度に、給付対象者が3万駒以上植菌し所有すること	① 研修受講年度に、給付対象者が3万駒以上植菌すること	① 給付年度に、給付対象者が3万駒以上植菌すること	① 給付年度に3万駒以上増産すること (過去実績+3万駒増産)
要件3 研修後 受給後	① 研修終了後、1年以内に独立・自営就業すること ② 就業後3年以内に5万駒/年以上植菌する生産者になること	① 給付終了の翌年度までに5万駒/年以上植菌すること	① 研修終了後、1年以内に「家族経営協定」締結 ② 就業後3年以内に5万駒/年以上植菌する生産者になること	① 給付終了の翌年度までに5万駒/年以上植菌すること	
研修先の要件	※県が認めた研修機関(生産者) ① 経営主が3等身以内の親族ではないこと ② 過去に雇用契約を結んでいないこと	—	• 基本的には親元(3等親以内) • 希望者は親元以外での受講可能※独立型と同要件	—	
研修内容	① 概ね6か月以上(基本10～3月) ② 年間600時間以上		① 概ね6か月以上(基本10～3月) ② 年間600時間以上		
返還要件 ※抜粋	○ 給付期間の1.5倍又は2年間(いずれか長いほう)の期間、就業を継続できなかった場合	○ 給付期間中就業を継続できなかった場合	○ 給付期間の1.5倍又は2年間(いずれか長いほう)の期間、就業を継続できなかった場合	○ 給付期間中就業を継続できなかった場合	